

2-5. 官民連携事業の対象施設の整理、活用可能性について優先順位を設定

道路、公園等のインフラ施設と公共的空間を対象施設として、エキキタにおいて官民連携事業として活用の可能性がある施設を抽出する。

抽出の考え方については以下のとおりとする。

視点	考え方
維持管理面	面的な広がり、官民施設の連続性 ※公共の道路、公園については市が管理しているもの全てを対象とする。
利用・収益面	面的な広がり、利用者の需要の可能性

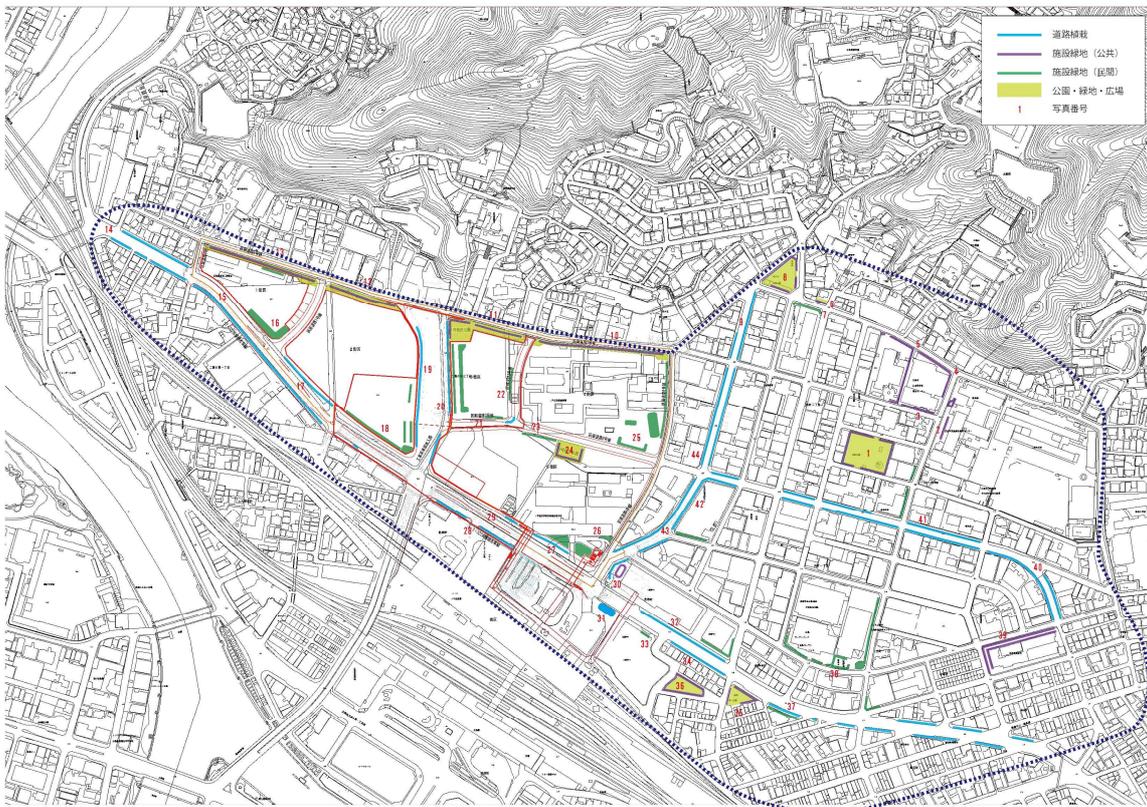


図 維持管理の対象施設

※現況で施設が立地している又は計画が入手可能施設のうち、まとめて植栽がある民間施設を対象とする。(個別の民地については図示していない。)

※公共の道路、公園については市が管理しているもの全てを対象とする。

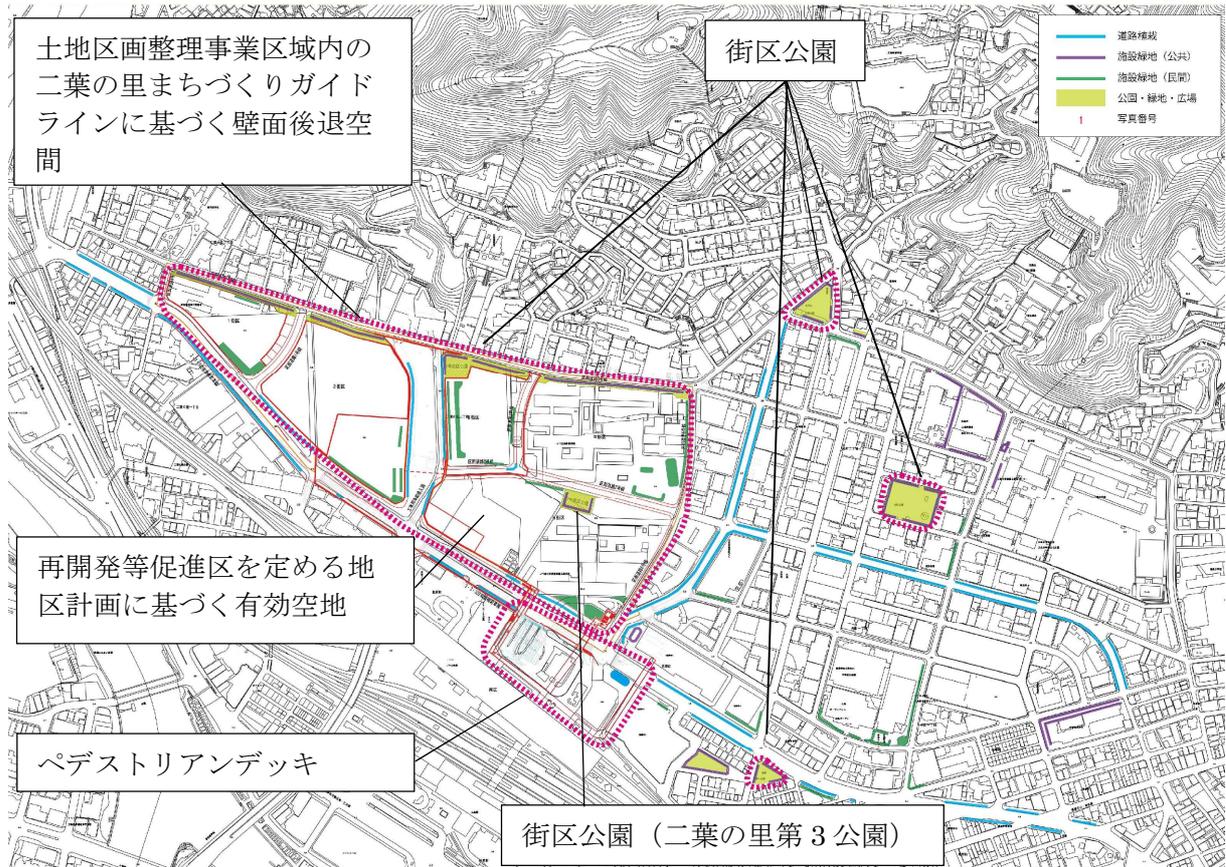


図 利用・収益面の対象施設

場 所	想定される活用の可能性	抽出理由
街区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非日常的な利用 (イベント) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや家族連れ等の利用にとどまり常に需要が見込めないが、面的な広がりがありイベント時には利用が想定されるため
二葉の里第3公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定常的な利用 (カフェ・移動販売) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺に企業、専門学校、ホテル等が立地し、日常的に利用される可能性があるため
有効空地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定常的な利用 (イベント等) ・ 広告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺に企業、専門学校、ホテル等が立地し、日常的に利用される可能性があるため
壁面後退空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非日常的な利用 (イベント) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道と一体利用されてはじめて需要を見込むことができる面的な広がりがあり、イベント時には利用が想定されるため
道路・緑道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非日常的な利用 (イベント) 	
ペDESTリアンデッキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週末等に利用 (イベント) ・ 広告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅に直結しており、人通りが多いため

第3章 維持管理委託の検討

対象施設について、公共団体（東区）からの委託業務の範囲、公費負担額の試算、質的向上の可能性等について検討した。

3-1. 委託業務の範囲・公費負担額の試算

(1) 公共施設の維持管理方法

一般的に公共施設の管理方法について、官民連携事業で想定される事業手法について各種資料を基に、以下に整理する。

表 官民連携の事業手法

事業手法	概要
【現行】 民間委託（単年度・分離発注）	現在のエキキタを含む東区の発注方法で、道路であれば清掃、舗装、植栽管理、街灯管理等の業務、公園であれば清掃、遊具の点検、トイレ清掃、植栽管理、街灯管理等の業務に分けて発注している。
民間委託（複数年度・包括発注）	上記のような業務を包括し、複数年に渡り発注する。また、上記が仕様規定に基づくのに対し、性能規定による発注によるものが多い。
指定管理者制度	公の施設における管理運営業務を条例に基づき民間事業者に委託する方式で、民間事業者が料金を直接収受、使用許可が可能。利用料金制をとる場合もある。
里親制度等	道路等のインフラ施設について、清掃活動や美化活動を行っていただくことに対して、活動する団体を登録し、団体に対して原材料や実費費用等の負担を行う方式。施設周辺の企業や住民が担い手となる場合が多い。

里親制度等については、現在の業務を補完するものであり、官民連携の初期段階の事業手法として考えられる。

(2) 導入事例の整理及び導入効果

エキキタにおける道路・公園の維持管理について、官民連携の事業手法を導入することによる導入効果を検証するため、本市及び他都市の先進的事例を整理する。

①道路

ア 民間委託（複数年度・包括管理委託）

東京都府中市が発注している包括管理業務の概要は以下のとおりである。

表 府中市の包括管理業務の概要

項目	内容
業務対象	<ul style="list-style-type: none"> ・けやき並木通りのほか、一般国道 20 号、一般都道府中調布線（第 229 号）、主要地方道所沢府中線（第 17 号）、新宿仲通りに囲まれる区域 ・19 路線 延長 3,464m、ペDESTリアンデッキ含む
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回業務、維持業務、補修・修繕業務、事故対応、苦情対応業務等、日常的な維持管理のほぼ全て（行政行為に係る業務は引続き市） ・性能発注
契約期間	平成 26 年度～平成 28 年度の 3 ヶ年
導入経緯	都市基盤の大規模な老朽化が進む中で、民間の創意工夫の幅を広げ、コストの削減、平準化を図るため
導入効果	コスト削減、環境や対応の向上、苦情要望の減少

出典：府中市 HP、道路行政セミナー 2016.5

イ 指定管理者制度

北海道大空町が発注している指定管理者制度における業務の概要は以下のとおりである。

表 大空町の指定管理者制度の概要

項目	内容
業務対象	大空町管理の道路橋梁及び河川 町道延長 637.4km（平成 24 年 3 月現在） 河川は町が維持管理する準用・普通河川
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町管理の道路・橋梁・河川の日常的な維持管理のほぼ全て（行政判断・行政権の公使を伴う業務を除く） ・グレーダーによる路面整正、草刈り、路面清掃、舗装・法面補修、除雪、河川のモニタリング等 ・仕様発注
契約期間	平成 28 年度～平成 30 年度の 3 ヶ年
導入経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度より、行政改革のため導入 ・従前は単年度・分離発注
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の業務合理化や人件費削減 ・民間企業としては計画的な設備投資や人材確保

出典：国土交通省 HP、大空町 HP

ウ 里親制度等

岐阜県多治見市が実施している「ボランティア作業の原材料支給」の概要は以下のとおりである。

表 多治見市の「ボランティア作業の原材料支給」の概要

項目	内容
対象	市が管理する道路や河川等の施設、市内の利用頻度の高い生活道路
内容	・簡易な補修等 ・周辺環境の美化・整備等 を行う場合に原材料等を支給する。
支給対象団体	町内会、ボランティア団体、その他
期間	その都度
導入経緯	—
導入効果	市民の愛着の醸成、維持管理、まちづくりへの機運醸成 維持管理コスト低減については未調査。

出典：多治見市 HP、ヒアリング

②公園

ア 民間委託（複数年度・包括管理）

国土交通省関東地方整備局 国営アルプスあずみの公園管理事務所が発注している包括管理業務の概要は以下のとおりである。

表 あずみの公園の包括管理業務の概要

項目	内容
業務対象	339ha レストラン、売店等の収益施設を含む
業務内容	・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務及び植物管理業務と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業 ・仕様発注
契約期間	平成 28 年度～平成 31 年度の 4 ヶ年
導入経緯	随意契約の見直し 平成 25 年度から実施
導入効果	コスト削減

出典：国土交通省 HP

イ 指定管理者制度

広島市が発注している街区公園の指定管理者制度における業務の概要は以下のとおりである。

表 広島市の街区公園の指定管理者制度の概要

項目	内容
業務対象	街区公園 1 街区公園に 1 指定管理者 複数の街区公園を管理している団体もあり
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務（利用調整、利用促進） ・維持管理（清掃、除草、巡回、便所清掃、側溝の泥上げ、ごみ処分等施設管理、せん定、灌水等の植物管理、高木の管理、病害虫駆除等の不定期業務） 施設修繕、整備、許認可等は市が行う。
指定期間	平成 26 年度～平成 29 年度の 4 ヶ年
導入経緯	市民サービスの向上
導入効果	苦情の減少、早急な対応の実現、利用者の満足度の向上

ウ 里親制度等

広島市が実施している公園の報奨金制度の概要は以下のとおりである。報奨金の業務内容は指定管理者制度の業務内容よりも簡易となっており町内会等でも取り組みやすい。指定管理者制度による指定を受けるためには事前に報奨金制度の実績が必要とされている。

表 広島市の報奨金制度の概要

項目	内容
業務対象	街区公園
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃 1 回以上/月 ・除草 5～10 月 1 回以上/月 ・巡回 週 1 回以上
支給対象団体	町内会、老人会等の地域の組織
期間	1 年間
導入経緯	市民サービスの向上
導入効果	苦情の減少、早急な対応の実現、利用者の満足度の向上

(3) 公費負担額の削減見込み

これまでに整理した事業手法の中で公費負担が減少する可能性のある事業手法について減少する額の試算を行う。公費負担として職員の人員削減分と業務委託費用の削減分が考えられるが、業務委託費については「7-1. 企業サウンディング」で後述するがコスト削減が難しいという結果から業務委託費の削減は見込まない。そのため、試算は導入が考えられる事業手法により職員の配置人員削減がどの程度見込めるか所管課へヒアリングを行うことで整理する。ヒアリング結果を以下に示す。

表 維持管理の事業手法による人員削減見込み

対象	事業手法	人員の削減見込み	公費負担額の減少分
道路・公園	民間委託（複数年度・包括管理委託）	苦情・要望対応、占用物件管理、法定外公共物の管理等の人件費の削減が見込まれる。エキキタだけであれば道路、公園を含め0.5人/年程度の削減が見込まれる。ただし、民間への発注コストは同等と想定される。	0.5人/年×696(万円)×2 [*] =696万円
	指定管理者制度	上記と同様。	
	里親制度等	現在、業者発注している業務を補完して実施するものである。市民への報奨金等支払い事務が発生するため人件費の抜本的な削減にはならない。	—

※696万円：広島市 職員給与費の状況（一般会計決算）一人当たり給与費

人件費が減少することで、これと同等の間接部門の費用、物件費等も合わせて減少するとする。

【7-1. 企業サウンディング（維持管理会社）】

- ・これまで直営で実施してきた苦情対応や小規模修繕等の維持管理業務を含めて包括管理委託することで公費負担額が減少する可能性がある。
- ・現在委託している業務は低価格で履行されているため、包括管理や指定管理者制度の事業手法を導入しても、コストメリットは見込めない。
- ・巡回業務や仮補修を地域住民や団体が対応することができれば、苦情の減少や満足度が高まる等の効果が見込める。

3-2. 質的向上等の可能性の検討

前節で整理した道路、公園において維持管理の事業手法を用いることによって得られる質的向上等定性的な効果の可能性について以下のとおり整理した。

表 維持管理の事業手法を用いることでの質的向上の可能性

内 容
<ul style="list-style-type: none">・ 予防保全的な維持管理による致傷等のリスクの低減、安全で綺麗なインフラの維持・ 性能発注方式によるノウハウの発揮・ 複数年契約における計画的な設備投資や人材確保・ 複数年契約による発注手続き等行政手続き労務の減少・ ノウハウやデータの蓄積によるサービスの向上・ 苦情対応等の減少・ 維持管理の事象に対する早期対応の実現・ 維持管理への関わりにより、愛着が生まれ、日常的な利用が促進される。・ 維持管理への関わりにより、日常的に綺麗に使うことが慣例化する。

第4章 賑わい創出事業の検討

対象施設における賑わい創出事業（平和・歴史・文化資源等を活用したイベント等）、インバウンド（外国人旅行者等）インフォメーション等の実現可能性を検討した。

さらに、業務期間中に実施されるイベントをケーススタディとして、その効果と課題を検証した。

4-1. 賑わい創出事業実現の可能性の検討

賑わい創出事業のニーズ把握及び実施に係る法規制（道路占用、交通規制等）等を整理し、当該事業の実現可能性を検討した。

(1) 道路を活用する事業

①道路法による占用制度

道路を活用して事業を行う場合、事業の収益等の有無に関わらず、道路管理者の許可を受ける必要がある。その許可基準については、道路法第32条第1項及び道路法施行令第7条に定められている。以下は、道路の占用許可の対象である。

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

図 道路の占用の許可（道路法第三十二条）

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
 - イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
 - ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）
- 十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- 十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）
- 十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

図 道路の占用の許可（道路法施行令第七条）

②道路占用許可の特例制度

道路の占用許可は、道路法において、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合（無余地性）で一定の基準に適合する場合に許可できるとされているが、都市再生特別措置法の一部改正に伴い、「まちの賑わい創出」や「道路利用者等の利便の増進に資する施設」について、都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画に位置付ける等の一定の条件の下で、無余地性の基準を緩和できることとなった。特例の対象施設は、以下のとおりである。

- 広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

図 特例の対象施設

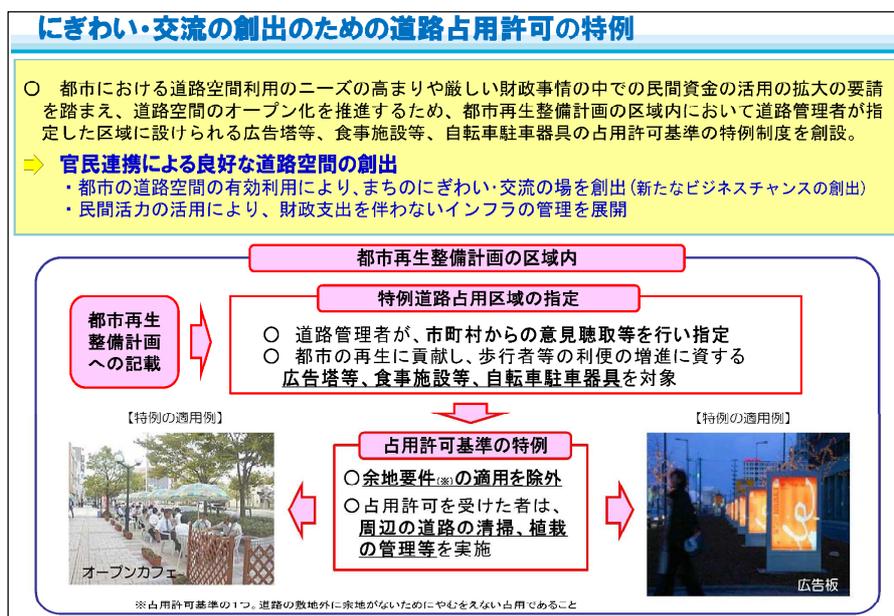


図 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱い
 資料 | 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/pdf/toshisaisei01.pdf>

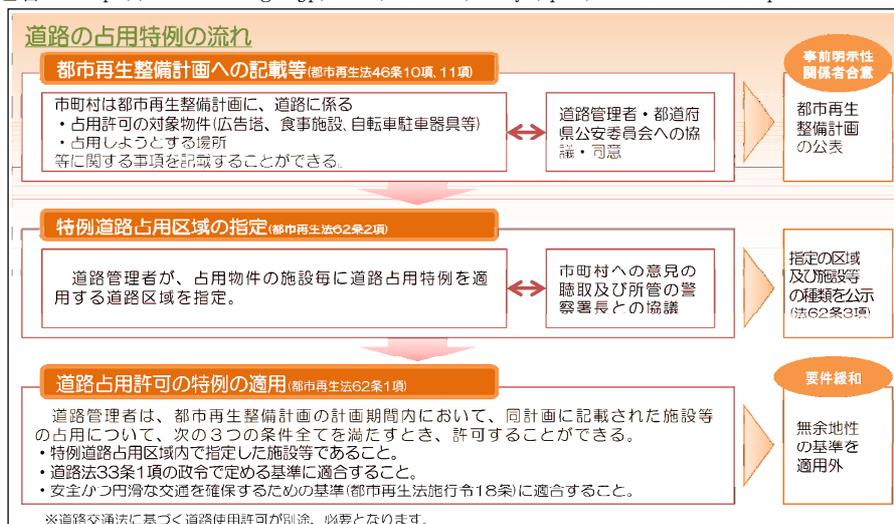


図 道路占用許可の特例について

資料 | 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001039043.pdf>

③広島市における道路占用の運用

広島市では、道路法に基づく「広島市道路占用規則」を定めており、広島市が管理する道路の占用許可については、法令その他に定めがあるものを除き、これに従う必要がある。

ア 道路占用料

道路占用料は、「広島市道路占用料徴収条例」に定められており、その金額は、「道路法第32条第1項」及び「道路法施行令第7条」に定める占用物件の種類と、占用物件の所在地により設定されている。なお、エキキタは、以下に示す1級地に該当する。

表 占用物件の所在地の区分

等級	所在地
1級地	中区、東区(福田町、福田一丁目～八丁目、馬木町、馬木一丁目～九丁目、温品町、温品一丁目～八丁目、上温品一丁目～四丁目の区域を除く。)、南区及び西区の区域をいう。
2級地	安佐南区(伴東一丁目～八丁目、伴東町、伴中央一丁目～七丁目、伴西一丁目～六丁目、伴西町、伴南一丁目～五丁目、伴北四丁目～七丁目、伴北町、大塚東一丁目～三丁目、大塚東町、大塚西一丁目～七丁目、大塚西町及び沼田町の区域を除く。)、安芸区(上瀬野町、上瀬野一丁目～二丁目、上瀬野南一丁目～二丁目、瀬野町、瀬野一丁目～五丁目、瀬野西一丁目～六丁目、瀬野南一丁目、瀬野南町、中野町、中野一丁目～七丁目、中野東一丁目～七丁目、中野東町、畑賀町、畑賀一丁目～三丁目及び阿戸町の区域を除く。)及び佐伯区(湯来町及び杉並台の区域を除く。)の区域をいう。
3級地	1級地及び2級地以外の区域をいう。

表 「露店、商品置場その他これらに類する施設」の占用料(広島市道路占用料徴収条例)

占用物件	単位	占用料(円)		
		所在地		
		1級地	2級地	3級地
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	120	36	13
その他のもの	占用面積1㎡につき1月	1,200	360	133

表 「看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ」の占用料(広島市道路占用料徴収条例)

占用物件	単位	占用料(円)			
		所在地			
		1級地	2級地	3級地	
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	1,200	360	133
	その他のもの 突出看板等で表裏2面以上に表示しているもの及び添加看板 その他のもの	表示面積1㎡につき1年	8,400	2,520	701
			12,000	3,600	1,331
標識	1本につき1年	1,700	1,200	690	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	120	36	13
	その他のもの	1本につき1月	1,200	360	133
幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	120	36	13
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	1,200	360	133
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	12,000	3,600	1,331
	その他のもの		6,200	1,800	653

なお、広島市道路占用料減免取扱要綱に基づき、占用物件の種類別に、占用料の全額又は一部の減免措置が講じられている。

＜占用料の全額を免除する占用物件＞

- 街灯及び街灯添架のネームプレート
- 無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
- 祭礼その他慣例的行事のための営利を目的としないで一時的に設ける幟、装飾物、やぐら、舞台その他諸施設
- 商店会等の団体が設置するアーチ看板（表示内容が営利を目的としない、商店街名、通り名等の公共的性格を有するものに限る。）

＜占用料の一部を免除する占用物件＞（減額率 50%）

- 祭礼その他慣例的行事のために一時的に設ける幟、装飾物、やぐら、舞台その他諸施設（占用料の全額を免除する占用物件の項 24 に該当する占用物件並びに露店及び商品展示場を除く。）

図 道路占用料の減免措置（広島市道路占用料減免取扱要綱）

イ 道路占用を行う主体の要件

道路占用を行う主体について、「露店等の道路占用の取扱い（平成 27 年 3 月 31 日制定）」や「アーケードへのつり下げ看板等のための道路占用の取扱い要領（平成 15 年 1 月 27 日制定）」の中で、各種要件が設けられている。

また、占用許可をしようとするときは、所轄警察署と十分な事前協議を行い、占用許可と道路使用許可に齟齬が生じることのないように留意することが必要である。

⇒道路使用許可書の届出が必要

＜「露店等の道路占用の取扱い（平成 27 年 3 月 31 日制定）」＞

- 露店商組合^{※1}
 - 地方公共団体又は公共的団体^{※2}
 - 本市が参加するイベントの実行委員会等
 - 路上イベントを実施する地方公共団体又は地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
 - 地方公共団体が支援する路上イベント^{※3}の実施主体
- ※1 たゞし、従来から行われてきた祭礼等慣例的行事に伴い、占用基準を満たす露店等の設置者が個々に申請する場合にあっては、その者を含む。
- ※2 商店街振興組合等が主催する催事に伴い、その商店街の店舗等で営業する者が個々に申請する場合にあっては、その者を含む。
- ※3 地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの)

＜「アーケードへのつり下げ看板等のための道路占用の取扱い要領（平成 15 年 1 月 27 日制定）」＞

- つり下げ看板等の設置者は、国、地方公共団体又は商店街振興組合等の公共的団体等に限るものとする。

図 道路占用主体の要件

ウ 申請手続き

広島市道路占用規則第2条に「法第32条第1項の規定による道路の占用許可を受けようとする場合、道路占用許可申請書と以下に示す添付図書を市長に提出する必要がある。ただし、市長が認めたときは、添付図書の一部を省略することができる。」と定められている。

表 道路占用手続き

申請先	広島市東区役所維持管理課
申請書	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者情報（住所 氏名 担当者 連絡先） ○占用の目的 ○占用の場所（路線名・場所） ○占用物件（名称・規模・数量） ○占用の期間 ○占用物件の構造 ○工事の時期 ○工事実施の方法（開削工法・推進工法・シールド工法・その他） ○道路の復旧方法（原因者復旧・道路管理者復旧・その他）
添付図書	<ul style="list-style-type: none"> ① 占用の位置及びその附近を表示した図面 ② 占用面積実測図及び占用箇所の道路横断図 ③ 他の法令等により官公署の許可、承認等を必要とするものは、その許可書、承認書等の写し ④ 占用が隣接の土地又は建物の所有者、地先居住者等の利害に関係があると認められる場合においては、それらの者の同意書 ⑤ 占用しようとする工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）の仕様書、設計図、強度計算書その他の図書 ⑥ 道路の掘さくを伴う占用にあつては、掘さく工事箇所の面積実測図及び横断図並びに掘さく工事仕様書

(2) 公園を活用する事業

①都市公園法による制度

公園の占用は、「都市公園に公園施設以外の工作物やその他物件又は施設を設置」してイベント開催等に使用できるもので、公園管理者の許可が必要である。公園の占用許可の対象は、都市公園法第7条及び都市公園法施行令第12条に定められている。

(都市公園の占用の許可)

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

図 公園の占用の許可（都市公園法）

(占用物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 標識
- 一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの
- 一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの
- 二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの
- 二の二 蓄電池で地下に設けられるもの
- 二の三 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの
- 三 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの
- 四 索道及び鋼索鉄道
- 五 警察署の派出所及びこれに附属する物件
- 六 天体、気象又は土地観測施設
- 七 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 八 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場
- 九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）
- 十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

図 公園の占用の許可（都市公園法施行令）

②広島市における公園占用の運用

広島市では、都市公園法に基づく「広島市公園条例」を定めており、広島市が管理する都市公園の占用許可については、法令その他に定めがあるものを除き、これに従う必要がある。

<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行なうこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p>

図 行為の制限（広島市公園条例）

ア 公園使用料

公園占有を行うにあたっては、広島市公園条例第10条に従い、公園使用料の納入が必要である。

なお、広島市公園条例施行規則に基づき、公園使用料の減免措置が講じられており、公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園を利用する場合には、公園使用料の全額が減免となる。

表 「公園を占有する場合」の公園使用料

占有物件	単位	使用料（円）
①電柱その他これに類するもの	1本1年につき	1,200
②共架電線その他上空に設ける線類	1m1年につき	11
③ガス管その他これに類するもの	1m1年につき	1,300
④地下又は高架に設けられる通路、軌道、公共駐車場その他これらに類するもの	1㎡1年につき	1,500
⑤変圧塔、公衆電話所その他これらに類するもの	1㎡1年につき	2,100
⑥競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う際、掲出する広告物	表示面積1㎡1日につき	2,000
⑦工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料の置場	1㎡1日につき	60
⑧標識	1基1年につき	1,700

資料：広島市公園条例（昭和39年3月31日・条例第18号）別表（第10条関係）

※その単位に端数が生じたときは、1㎡未満は1㎡とし、1m未満は1mとする。

表 「第4条第1項各号に掲げる行為をする場合」の公園使用料

占有物件	単位	使用料（円）
①行商、募金、出店、興行その他これらに類するもの	1㎡1日につき	200
②競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	1㎡1日につき	40
③業として写真を撮影するもの	1人1日につき	630
④業として映画を撮影するもの	1日につき	12,960

資料：広島市公園条例（昭和39年3月31日・条例第18号）別表（第10条関係）

※その単位に端数が生じたときは、1㎡未満は1㎡とし、1m未満は1mとする。

イ 申請手続き

広島市公園条例第4条第2項及び第9条に「法第6条第1項の規定による公園の使用許可を受けようとする場合、公園使用許可申請書と以下に示す添付図書を市長に提出する必要がある。」と定められている。

(行為の制限)	
第4条	
2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行なう場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	
(添付書類)	
第9条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。	

図 申請書の記載事項（広島市公園条例）

(3) 道路・公園を活用した賑わい創出事業に関する根拠法令及び制度の整理

各関係法制度や既存の広島市の条例等に基づいて活用の可能性があると思定されるものは以下のとおりである。

		対象物件	根拠法令・制度
道路	道路占用制度	露店、商品置場その他これらに類する施設	道路法第32条第6項
		看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	道路法施行令第7条第1項
	道路占用制度の特例	広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの	都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年10月20日施行）
		食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの	
公園	公園占用制度	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	都市公園法第7条第6号
		地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設	都市公園法施行令第12条第10号
	公園における行為	行商、募金、出店、興行その他これらに類するもの 競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	広島市公園条例